写

食安発0409第3号
平成24年4月9日

各　都道府県知事
　　保健所設置市長　殿
　　特別区長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

生食用牛肝臓の取扱いについて

標記については、平成23年7月6日付け食安発0706第1号及び平成23年12月20日付け食安発1220第1号に基づき、新たな措置を講じるまでの間、生食用牛肝臓（中心部まで加熱されていないものを含む。以下同じ。）として提供しないよう関係事業者に対する指導の徹底及び牛肝臓を生で喫食せずに、中心部まで十分に加熱をして喫食するよう消費者に対して注意喚起を行うことをお願いしてきたところです。

本年3月30日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において、別紙のとおり牛肝臓の取扱いについてとりまとめが行われました。牛肝臓を安全に生で喫食するための有効な予防対策は見い出せていないこと等、現時点までに得られている知見を踏まえ、安全性を確保する知見が得られるまでの間、生食用牛肝臓の販売を禁止し、食品衛生法に基づく規格基準を設定する手続きを進めることとされました。

つきましては、規格基準を設定するまでの間、引き続き、上記通知もと基づき適切に対応するようお願いします。

また、今までの調査から、牛の胃や腸などの部位からも腸管出血性大腸菌の検出が認められており、3月30日や当部会での議論においても、今後の検討課題となりましたので、これらについても、平成19年5月14日付け食安監発第0514001号に基づき、適切に対応するようお願いします。

写

24福保健食第145舶号
平成24年4月20日

社団法人　東京都食品衛生協会 会長　殿

東京都福祉保健局健康安全部長

生食用牛肝臓の取扱いについて

平素より、東京都の食品衛生行政に御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

平成24年4月9日付食安発第3号により、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から、別紙のとおり、通知があり、牛肝臓については、安全に生で喫食するための有効な予防策は見出せていないこと等から、食品衛生法に基づく規格基準を設定する手続きが進められることとなりました。

つきましては、引き続き、牛肝臓を生食用として提供しないよう貴協会会員に改めて周知いただきますようお願い申し上げます。